

平成27年度 第1回真庭市総合教育会議 会議次第

日 時：平成27年4月27日（月）

午後1時30分～

場 所：真庭市役所 3階 応接室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 会議事項

（1）総合教育会議設置要綱について ～ 資料①

（2）総合教育会議運営要項（案）について ～ 資料②

（3）総合教育会議への政策アドバイザーの出席について ～ 資料③

（4）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について ～ 資料④

5 教育施策の方向性について（現状報告及び意見交換）～資料⑤

6 閉 会

真庭市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下、「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、真庭市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(定義)

第3条 「調整」とは、法第21条に定める教育委員会の権限に属する事務について、法第22条に定める市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

2 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行うことをいう。

(所掌業務)

第4条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

(1) 真庭市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(2) 真庭市の教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

(3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(4) 前3号に関する構成員の事務の調整

(会議)

第5条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるとみとめるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の場合にあっては、議事録を公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、真庭市総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

真庭市総合教育会議 運営要項

(目的)

第 1 条 真庭市総合教育会議設置要綱（平成 27 年訓令第 号。以下、「要綱」という。）第 11 条の規定により、当該会議の運営に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 「調整」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下、「法」という。）21 条に定める教育委員会の権限に属する事務について、同法 22 条に定める市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

2 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行うことをいう。

(会議における協議・調整事項)

第 3 条 会議において調整または協議する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 大綱の策定に関する事
 - (2) 学校等の施設の整備に関する事
 - (3) 教職員の定数等の教育条件整備に関する事
 - (4) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携に関する事
 - (5) 青少年健全育成と生徒指導の連携に関する事
 - (6) 居所不明の児童生徒への対応に関する事
 - (7) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策に関する事
 - (8) 子育て支援に関する事
 - (9) その他真庭市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事
 - (10) いじめ問題による児童、生徒等の重大事態等への対応に関する事
 - (11) 通学路における交通事故死が発生した後の再発防止等に関する事
 - (12) 学校、社会教育施設等における災害発生時の防災担当部局及び福祉担当部局等との連携に関する事
 - (13) その他児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事
 - (14) その他予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項及び市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- 2 会議は、当該予算措置が政策判断を要するような場合等、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議または調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものと解釈してはならない。

（招集手続）

第 4 条 会議は、市長があらかじめ協議・調整事項を定め、様式 1 により招集する。

2 教育委員会は、教職員定数の確保、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する市長との調整が特に必要となる場合には、具体的な協議・調整事項を示し、会議の招集を求めることができる。

3 前項の場合における招集手続きについては、市長が招集する場合の例による。

（協議・調整事項の決定及び揭示方法）

第 5 条 協議・調整事項は、市長が会議の 1 ヶ月前までに決定し、市民にあらかじめ公表し、会議に提出するものとする。ただし、緊急を要するもの及び会議を非公開とする場合は、この限りでない。

2 市長は、協議・調整事項について、様式 2 により議題とともに公表し、市民の意見を募集する。ただし、前項ただし書きの場合を除く。

3 市長は、前項による市民意見を会議で公表することができる。ただし、第 1 項ただし書きの場合を除く。

4 意見募集の手続きについては、この要項に定めるもののほか、真庭市パブリックコメント手続規程（平成 20 年告示第 20 号）の規定を準用する。

（意見聴取）

第 6 条 要綱第 6 条に基づき、意見聴取のために出席を求められた者は、意見を求められた件についてのみ意見を述べることができる。

（非公開とする協議・調整事項についての指針等）

第 7 条 いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等は、協議・調整事項を非公開とすることができる。

2 非公開の決定は、市長と教育委員会の事前の協議による。ただし、緊急を要する場合は、市長と教育長の協議による。

3 前項の事前協議は、様式 3 により協議・調整事項提案者から提出し、様式 4 により回答する。

4 前項の回答が不同意の場合には、市長が決定する。

（議事録の作成及び公表に係る実施方法）

第 8 条 様式 5 により会議の議事録を作成し、会議資料とともに事務局窓口及び振興局地域振興課窓口を設置、並びに市ホームページにより公表する。ただし、前条 1 項の場合にあっては、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第 9 条 会議において調整が行われ、会議構成員が合意した事項については、互いに調整結果を尊重しなければならない。

2 合意しない事項については、法 21 条及び 22 条に規定された執行権限に基づき、市長及び教育委員会それぞれが判断により執行するものとする。

（要項の決定・改正）

第 10 条 この要項は、総合教育会議において、市長と教育委員会との合意をもって決定し又は改正する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

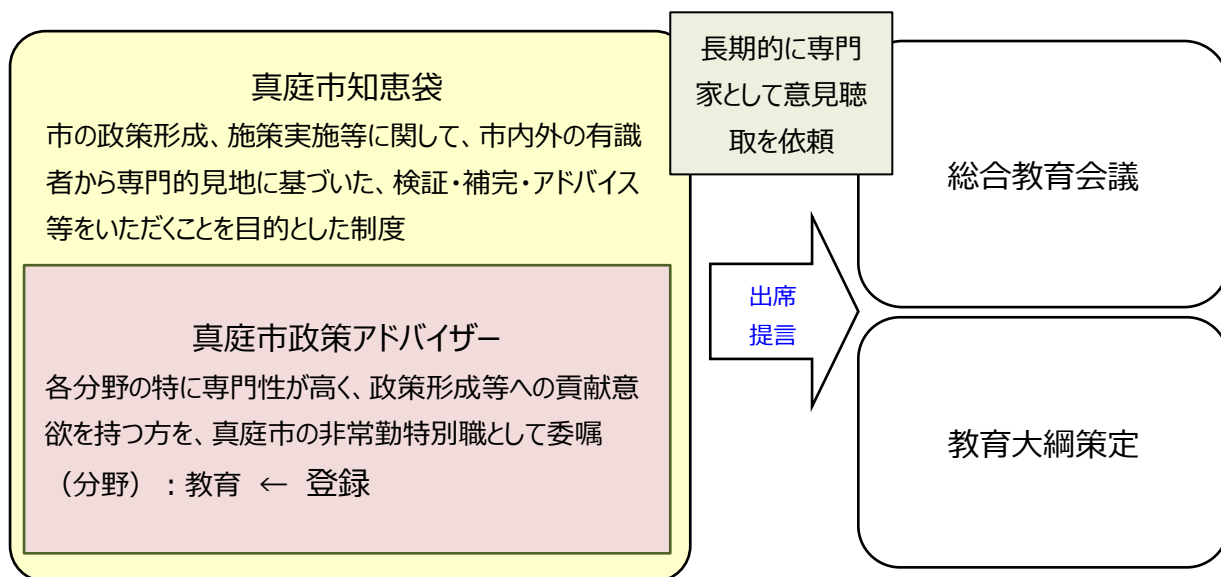
総合教育会議への政策アドバイザーの出席について

真庭市総合教育会議設置要綱第 6 条(意見聴取)

「会議（真庭市総合教育会議）は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。」



長期的な教育行政を効果的に推進するために、教育分野の真庭市政策アドバイザー（知恵袋）の、総合教育会議への出席を求める



真庭市政策アドバイザー（教育分野）のご紹介

①^{あらせかつみ}荒瀬克己 氏

（略歴）大谷大学文学部文学科教授

1953 年京都府生まれ。1977 年京都教育大学教育学部国文学科卒業。京都市立高等学校教諭、京都市教育委員会指導主事を経て、1998 年京都市立堀川高等学校教頭、2003 年同校校長、2012 年京都市教育委員会教育企画監。2014 年から現職。

研究対象は、言語技術、国語教育、組織経営。

関西国際大学客員教授、福井大学大学院客員教授、独立行政法人国立高等専門学校機構監事、京都市教育委員会指導部顧問、認定特定非営利活動法人日本文字文化機構理事。

中央教育審議会初等中等教育分科会、教育課程部会、キャリア教育・職業教育特別部会、高等学校教育部会、高大接続特別部会、教育課程企画特別部会、高大接続システム改革会議、文部科学省言語力育成協力者会議等の委員を歴任。（下線部は現在の所属）

著書に『奇跡と呼ばれた学校』（朝日新書 2007 年 1 月）、『子どもが自立する学校』（共著、青灯社 2011 年 1 月）等。「月刊高校教育」（学事出版）に『おとなの探究基礎』を連載中。2007 年、NHK 番組「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演。

①^{やまもとけんじ}山本健慈 氏

（略歴）一般社団法人国立大学協会専務理事（5 月 1 日就任予定）

1948 年山口県生まれ。1977 年 3 月京都大学大学院教育学研究科・博士課程単位取得退学。同年 4 月より和歌山大学教育学部にて助手に着任、その後、講師、助教授、教授を歴任する。1998 年同大学生涯学習教育研究センター教授に就任、同センター長を 2008 年 3 月まで務める。同大学評議員、サテライト部長、副学長を経て、2009 年 8 月から 2015 年 3 月まで学長を歴任。

専門は社会教育、生涯学習論、子育て支援システム論。

主な著書に「主体形成の社会教育学」（北樹出版）、「大人が育つ保育園」（ひとなる書房）、「地方国立大学一学長の約束と挑戦・・・和歌山大学が学生、卒業生、地域への「生涯応援宣言」をした理由（わけ）」（高文研）など。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

(平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号 文部科学省初等中等教育局長通知抜粋)

1. 位置づけ

地教行法 1 条の 3 第 1 項により「市長」に策定義務がある

※近年、教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっており、市長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

教育振興基本計画との関係

	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (以下、「大綱」という。)	教育振興基本計画
	地教行法 1 条の 3 第 1 項	教育基本法 17 条 2 項
策定者	市長	市
内容	国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	国の教育振興基本計画を参酌し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域の実情に応じ、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策やその他必要な事項についての基本的な計画
	総合教育会議での協議が必要	
	公表	公表
関係	教育振興計画を大綱に位置づけることができる（根本の方針の部分）。 その場合でも、総合教育会議による協議が必要。	
政策体系	大綱・・・主要計画よりも上位に位置づけられる 教育振興基本計画・・・主要計画	

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	主要計画	準主要計画	方針・指針
	教育振興基本計画	生涯学習基本計画	図書館基本構想
			人権教育・啓発推進指針
			青少年健全育成推進方針
			男女共同参画基本計画
		文化振興計画	
	地域福祉計画	後期スポーツ振興基本計画	
		学校適正配置方針（仮称）	
		子ども・子育て支援事業計画	
		まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）	
	交流定住推進計画	地方人口ビジョン（仮称）	
		交流定住推進戦略プラン	
		国際化推進指針	
		アウトソーシング基本方針	
	行政経営大綱	補助金・負担金の交付に関する指針	
		使用料・手数料の見直し基本方針	
		公共施設見直し指針	公共施設適正配置方針
		公共施設総合管理計画	公共施設管理運営方針
		指定管理者制度ガイドライン	
		第三セクター見直し指針	第三セクターに関する方針

2. 内容

(1) 留意事項

- ① 大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しつつ、地域の実情に応じたものとする。
- ③ 国の第2期教育振興基本計画<参考>の内、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

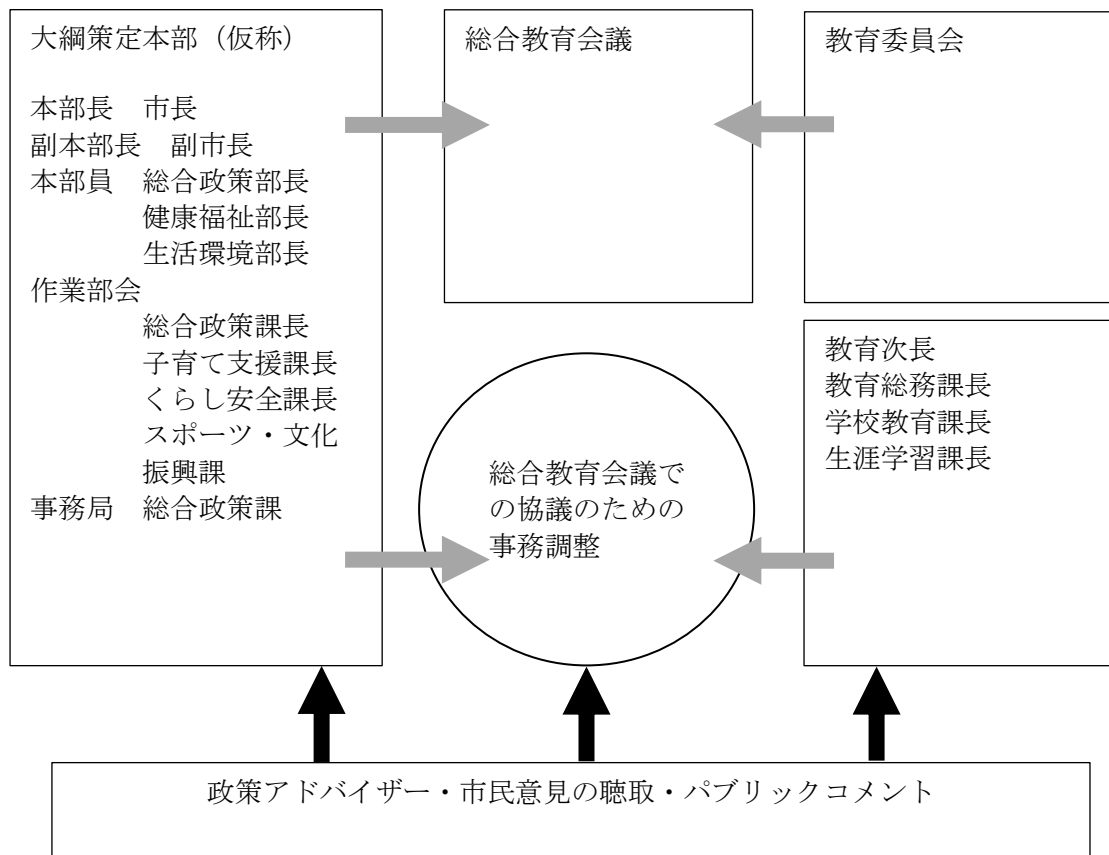
(2) 大綱の記載事項

- ① 主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、市長が策定するものとしているが、総合教育会議において、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ③ 総合教育会議において、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。
- ④ 総合教育会議において調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- ⑤ 市長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

3. 教育委員会及び教育振興基本計画との関係

- ※ 法第1条の3第4項の規定は、教育委員会が引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、法第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。
- ※ 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないこと。

策定体制（案）



＜参考＞ 第2期教育振興基本計画【文部科学省：平成25年6月14日閣議決定】

基本的方向性（ビジョン）	成果目標（ミッション）	基本施策（アクション）
1. 社会を生き抜く力の養成	①生きる力の確実な育成	★生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実 基本施策2 豊かな心の育成 基本施策3 健やかな体の育成 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上 基本施策5 幼児教育の充実 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進 基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立
	②課題探求能力の修得	★どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う 基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換 基本施策9 大学等の質の保証 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築
	③自立・協働・創造に向けた力の修得	★社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進
	④社会的・職業的自立に向けた力の育成	★進路への意識向上や雇用状況（就職率等）の改善に向けた取組の増加 ★インターンシップ等の実施状況の改善 ★大学等の社会人入学者倍増 基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成	⑤新たな価値を創造する人材，グローバル人材等の養成	★大学の国際的な評価の向上 ★英語力のある中高生や英語教員の割合増加 ★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成，大学等の研究力強化の促進 基本施策16 外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化
3. 学びのセーフティネットの構築	⑥意欲ある全ての者への学習機会の確保	★経済状況によらない進学機会の確保 ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援
	⑦安全・安心な教育研究環境の確保	★学校施設の耐震化率の向上 ★学校で事件・事故等で負傷する児童生徒等の減少 基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	⑧互助・共助による活力あるコミュニティの形成	★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築 ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ★全学校等で評価，情報提供 基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制のきずな整備推進 基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進 基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実
上記基本的方向性を支える環境整備		基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化 基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進 基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備 基本施策29 私立学校の振興 基本施策30 社会教育推進体制の強化

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 策定スケジュール

	事前準備・その他	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁外組織													
議会	議会对応及び協議方針決定 進捗状況報告			●			●			●			
総合教育会議		策定についての協議							策定協議				
市民意見聴取	総合教育会議に大綱素案に関する協議事項を提出し、同時に市民意見を聴取する								パブリックコメント				
知恵袋・アドバイザー	専門的知見活用方針決定				●		●		●				
大綱策定本部 市長・副市長 総合政策部長 健康福祉部長 生活環境部長	組織構成及び検討事項決定	概要説明 スケジュール 役割分担 ヒアリング・調査説明									部局長会議		
教育委員会事務局	体制検討	調整会議（随時）											
総合政策課				素案					パブリックコメント実施				

総合教育会議・教育、学術及び文化に関する総合的施策の大綱について

教育委員会		市長
	協議・調整する重要事項	教育に関する事務
例) 教科書採択 学校教育課程の編成 個別の教職員人事	総合教育会議 ①教育大綱の策定 ②教育条件整備など重要施策 ③児童生徒の生命身体の保護など緊急措置 例) 専門教諭の配置方針 少人数学級の導入推進の具体的な方針 (学年設定など) 年度内の重要教育施策 教育、学術及び文化に関する総合的施策の大綱 例) 専門教諭の配置を充実する 少人数学級を推進する 重点施策の方向性	例) 保育園設置方針 子育て支援施策 大学設置など (学術に関すること) 文化スポーツ振興 (事務委任)
		予算執行 契約 教育財産の取得処分

真庭市における「教育」の位置づけ

第 2 次真庭市総合計画【平成 27 年 1 月 14 日議会議決】

第 2 章 基本理念～総合計画全体を貫く考え方～

【教育】

豊かな人生をおくるための能力獲得を最大限保障する「教育」は、最も大きな社会の役割であり、「ひと」のライフスタイル実現と「まち」の持続可能性を高めることにつながります。

第 4 章 基本構想～10 年間で達成しておきたいこと～

第 2 節 「ひと」

- ◆子どもたちは、学習機会を保障され、まちぐるみの教育と子育て支援により、地域で生活していく力を身につけ、真庭市の価値を発見し創造し、真庭市で育ったことに自信と誇り、愛情を持っています。
- ◆真庭市で、日本で、世界でそれぞれの持つ能力を生かしています。
- ◆遊び心と好奇心を発揮し、文化的な楽しみやスポーツから、こだわりやよろこびを仲間と共有し、表現する創造性を養い、他人の表現を楽しみ、さまざまな芸術や文化活動に参加や支援をしています。
- ◆生活の中、地域の中で、地域の伝統文化やスポーツを楽しむことを次の世代に受け継いでいます。

第 3 節 「まち」

【生むこと・育てること】

- ◆だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境と支援できる「まち」をつくっています。
- ◆結婚・妊娠・出産・育児・就学前・家庭教育・学校教育までの各段階・分野で、親は安心して子育てができ、子どもはのびのびと成長できる「まち」になります。

【学ぶこと・教育】

- ◆「まち」には「ひと」の個性と能力を十分に伸ばせる環境があります。
- ◆「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」が実感でき、好奇心と創造性を育む多様な「学びの場」と「教育の機会」に、すべての市民が参加できるよう社会全体で支えています。
- ◆子どもや若者が心豊かに成長し、だれもが生涯にわたり学ぶことができる教育環境があります。

【文化芸術・スポーツ】

- ◆個性を育て、困難に立ち向かう助けとなる文化・芸術の創造やスポーツ活動に、だれもが気軽に参加し支援ができ、自主的な活動をしやすい「まち」が、「ひと」の力でつくられています。
- ◆文化・スポーツ施設は市民の力と「まち」のかたちに応じた経営が行われ、多彩な文化のかおりとスポーツの活気が感じられます。

第 5 章 基本計画

第 2 節 政策推進の「4 つ」の柱

【教育・子育て環境の充実（創造性と生きる力）】

- ◆教育は「ひと」の可能性を伸ばし、子育ては地域を担う人材を育み、「まち」の持続可能性を高め、多彩性や活気の源になります。
- ◆教育と子育ての環境を充実させることで、「ひと」がそれぞれの持つ能力を伸ばし発揮できる多彩で元氣な「まち」をつくります。

第4節 ライフスタイルを実現する可能性の進化

第1項 一人ひとりの可能性を広げる（子育て・教育）

一人ひとりの可能性の広がり、真庭市の多彩性と持続可能性につながり、それがまた「ひと」の誇りを育て、「真庭ライフスタイル」を進化させます。

【取り組むべき課題と施策の方向性】

●子どもの人権

■ 生きることの心地よさや誇らしさを感じ自分が大切な存在であることと自分の可能性を実感することができる子育て・教育環境を整備します。

■ 地域の中で自信を持って生きることができるよう、子どもを権利の主体として尊重します。

■ 虐待やいじめ、差別などによって苦しみ悩んでいる子どもの発するサインを見逃さない、相談・見守り・支援体制の充実を図ります。

■ 子どもに対する社会全体の責任として、貧困の連鎖を断つ社会の実現を目指します。

●生むこと・育てること（生み育てやすい環境づくり）

■ ライフスタイルに合わせた「生むこと・育てること」の支援を受けられるよう、互いのライフスタイルを尊重した市民意識の醸成に真庭市全体で取り組みます。

■ 出産・子育て・教育の各段階で親子が安心して生活できるよう、子どもを地域ぐるみで見守り、育むための環境づくりを進めていきます。

●就学前の子育て・家庭教育の支援

■ 認定こども園の設置など、市内のどこに住んでも子どものための就学前教育が受けやすい環境整備を進めます。

●地域と連携した学校教育

■ 自立的な子育て支援団体を地域に育成し、学校・家庭・地域の連携を強化します。

■ 「参加型民主主義」の実践や、地域の力を学校に取り入れ開かれた学校教育環境を整備します。

■ 学校を地域に積極的に公開するとともに、地域の文化や歴史を教材にした学習を進めていきます。

■ 学齢期にふさわしい学力と集団性を培うための学校運営を行い、学校教育の質を上げ、真庭市でそして日本や世界で生きていく「ひと」を育みます。

■ テストでは測れない「生きる力」をつけるための多様な学びを実践します。

■ 真庭市の教育の強みを生かした長期的な展望を持ち、学校の規模と機能の質と量を市民と一緒に考えていきます。

■ 「もりのようちえん」や、地域の熟年者とのふれあいを通じて地域の歴史、文化、仕事、暮らしを学ぶことで、地域に愛情を持つことのできる「ひと」を育てていきます。

●生涯にわたる学習環境の整備

■ だれもが、「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感し、好奇心と創造性を育むことができるよう、市民や団体、事業所などの学習事業の連携情報や発信を進め、多様な学習機会の提供を支援します。

■ 「本の香りがするまちづくり」を目標に、地域の特長を生かした図書館づくりに取り組み、質の向上と市内外の関連施設との連携を進め、学ぶ環境の質の向上と機会提供を図ります。

第6節 生活しやすく品格のある都市

第2項 生活の中で文化を楽しむ

伝統文化や芸術文化は地域に対する誇りと豊かな人間性を育むと同時に、創造的な活動へつながります。また、スポーツは、楽しみながら健康を維持し、地域や仲間の連帯感の醸成、生きがいの源となり、心豊かな「真庭ライフスタイル」の実現に寄与します。

【取り組むべき課題と施策の方向性】

● 多彩な文化のあるまちづくり

■ 生活と「まち」を魅力あるものにするため、市民と一緒に生活の中にある文化を育てていきます。

■ 今まで育み受け継がれてきた文化資源を、地域生活の中で次世代に引き継ぎ、真庭市内外に発信し交流につなげていきます。

■ 自然環境の中から育まれる文化や芸術を日常生活の中で感じられるような「まち」を目指し、市民の自主的な活動を支援します。

■ 多彩な文化・芸術にふれあうことのできる「文化のかおり」がする魅力ある「まち」づくりの中で、「真庭ミュージアム（仮）」など文化と芸術の拠点について市民と一緒に考えます。

■ 市内の図書館の質と連携の向上や「まちかど図書館（仮）」など、本や文化・芸術がいつでもだれでも楽しめる機会をつくります。

● 生涯を通じた心と体の健やかさを生み出すスポーツの振興

■ 市民だれもが状況や年齢に応じて気軽にスポーツに関わり楽しむことができる環境づくりを進めます。

■ スポーツに関する情報発信を充実させ、スポーツ団体や市民団体の活動を支援します。

■ スポーツを支える人や教える人を養成し、すそ野を広げるだけでなく、競技アスリートの育成にも取り組めます。

■ 障がい者の生きがいや地域とのふれあい等生活の質の向上につながる障がい者スポーツの機会を地域全体で支援します。

● 文化・スポーツ施設経営（適正配置と運営）

■ 人口減少と文化・スポーツ活動の質と量に合わせ、市民の手による施設経営を進めていきます。

■ 施設の規模、配置、経営方針、運営方法などを「持続可能なまちづくり」の中で考え、成熟し上質な文化・スポーツ活動が根付くことを目指します。

確かな学力を備えた子どもの育成

「学ぼう！」…
目を輝かせて、進んで
学習に取り組む子どもを育てよう！

- ①学びの楽しさを知らせる→
わかる・学び合う仕掛けのある授業の創造
- ②基礎基本の力を高める→
読書活動の充実、個に応じた定着を図る指導
- ③家庭学習を習慣化する→
暮らしを見直し、家庭学習の充実を図る課題の推進
- ④コミュニケーション能力を高める→
吟味した言語活動の時間の確保
地域とともに各種体験活動の充実

豊かな心を備えた子どもの育成

「にこにこ輪になって！」…
自他を尊重し、思いやりのある
子どもを育てよう！

- ①自他の人権を大切にするための授業を行う→
人権教育、特別支援教育の推進
- ②ルール・マナーを守ることの大切さを自覚させる→
あいさつ運動・道徳教育の推進
- ③郷土を大切にすることを高める→
家庭・地域と連携した教育活動の推進
- ④国際的な視野を広げる→
外国語教育・国際理解学習の推進

夢をもって自ら学ぶ子どもの育成

「のびのび育つ！」…
夢をもち、様々なことに挑戦する
子どもを育てよう！

- ①自己肯定感を高める→
安心できる学級・魅力ある学校の創造
- ②元気でたくましい子どもの育成→
食育、健康教育、体力づくりの推進
- ③好きなことを力一杯取り組める機会を確保する→
交流学习、部活動、各種行事の充実
- ④自分で将来を切り拓こうという意識を醸成する→
発達段階に応じたキャリア教育の研究

★めざす姿1

『真庭市の学校では、一人一人の子どもを大切にした学力向上サイクルが確立しています』

☆教材研究の徹底
※授業の質と精度を高めます。

☆課題対応の徹底
※過去の「できなかった」を
今の「できる」に変える！
未来の「できる」を保障します。

☆生活づくりの徹底
※学ぶ力の土台として、学習・読書習慣の
育成を軸に生活習慣を高めます。

☆点検・評価の徹底
※努力目標で終わらせないことが、取り組み
の成果検証を可能にします。



授業改善

集団づくり

学びの基盤づくり

★めざす姿2

『真庭市の学校では、地域の人々が活躍し、地域では、子どもが活躍しています』

☆あいさつ運動
※教職員・子ども・保護者・地域の方が一緒
に行うあいさつ運動が行われます。

☆学校支援の仕組み
※学校支援の仕組みがあり、地域の方が授業
や行事にたくさん参加し、子どもをみんなで
育てます。

☆子どもの地域貢献
※子どもたちが地域の行事などに
参加し、元気を広げます。地域学
習を取り入れ、地域に誇りをもつ
子どもを育てます。



学校力向上

真庭市学力向上推進事業
真庭市学校教育センター事業

放課後学習サポート事業
真庭市学力調査活用事業 真庭市チャレンジワーク14事業
夢はぐくみ事業 ALT配置事業 等

教育相談事業 生徒指導推進（Q-U活用実践検証）事業 スクールサポーター配置事業 等

学校ICT環境整備推進事業
真庭市学級編制弾力化事業 支援員・非常勤講師配置事業 等

真庭市総合計画

基本目標：『多彩な真庭の豊かな生活』（地域資源が循環する持続可能なまちづくり）
4つの柱：（2）教育・子育て環境を充実させる

まなぼう、にこにこ わになってのびのび育つ まにわの子

- H26 逆風を乗り越え「反転攻勢に転じる」-真庭市の学校教育の良さを発信する年にする-
 H27 持続可能でリスクに強い地域循環型学校の創造 -「徹底」・「融合」・「双方向」を具現化する年にする-

I 「岡山型学習指導スタンダード」を軸に、内実の伴う授業が行われている状況をつくり出す。

- 「一単位時間の授業5(ファイブ)」を基本とした授業展開が行われている。
- 学校全体で「指導の基礎・基本」の徹底を図っている。
- 「授業を支える学習基盤」の焦点化と徹底を図っている。
- 参加型研修の導入等、授業研究の持ち方を工夫している。
- ICT機器活用が授業づくりに溶け込んでいる。(当たり前となっている)
- 教員が教材研究の際、単元のどこで、何のために、どのようにICTを活用するか考える習慣がついている。

中学校区連携で！

子どもたちが生き生きと学んでいる姿が、まにわの学校の姿になるといいな！



II 地域の学校参画、子どもの地域参画を経て「地域の好循環」をつくり出す。

- 地域の方の協力を得た授業や行事が行われている。
- 学校を支援するための組織がある。
- あいさつ運動に、職員・児童生徒・保護者・地域住民等の参画がある。
- 児童・生徒による地域貢献の活動を行っている。
- スマホ等の利用に関する取組等を突破口に、子どもの問題が地域で議論される状態が生まれる。
- 「サービス提供」型の学校から「地域循環」型の学校への転換をめざす。

まにわの強みを生かして！

まにわの地域はいいな。子どもたちを地域で育て、地域も元気になっているよ！



III 学力向上という視点で、「4つの徹底」が確立している状況をつくり出す。

- 教材研究の徹底 (授業の質と精度を高める。)
- 課題対応の徹底 (過去の「できなかった」を今の「できる」に変える！未来の「できる」を保障する。)
- 生活づくりの徹底 (学ぶ力の土台として、学習・読書習慣の育成を軸に生活習慣を高める。)
- 点検・評価の徹底 (努力目標で終わらせないことが、取り組みの成果検証を可能にする。)
- 検証指標として、学力調査結果を位置づけている。

組織基盤に「徹底」を！



「まにわスタイル」 -地域循環型学校を創る

【参考】

【三方よし】

- ①子どもが確かに育つ ②地域住民の有用感が高まる ③地域のよさを実感できる

【学校】



- ①授業改善 ②集団づくり
③補充学習 ④家庭連携
・学校、家庭、地域の学びのサイクルを提起する。

【家庭】



- ①家庭学習 ②生活習慣
③読書習慣 ④ふれあい
・学習時間の確保を軸に生活習慣を整える。

【地域】



- ①補充学習 ②地域人材活用 ③体験活動
④地域学習 ⑤読書活動 ⑥土曜事業
・子どもの学習、体験を支えることを軸に地域コミュニティの活性化を図る。
・年配者が生き生きと生活する。
・子どもが地域を知り、地域を好きになる。

循環型の学習サイクル

■双方向連携

■双方向連携

■双方向連携

教育総務課主要事業

1、耐震工事

①平成 27 年度予定

- ・落合小学校南校舎耐震補強・大規模改修工事
 - ・富原小学校校舎耐震補強・大規模改修工事
 - ・美川小学校屋内体育館耐震補強・大規模改修工事
 - ・河内小学校屋内体育館耐震補強・大規模改修工事
- 以上 4 工事で耐震化実施率 100%達成

2、施設整備事業

①平成 27 年度予定

- ・遷喬小学校吊天井撤去事業
- ・美甘小学校吊天井撤去事業
- ・中和小学校プール防水事業
- ・月田小学校プールろ過機改修事業
- ・落合中学校新改築工事監理
- ・落合中学校新改築工事 既設校舎解体工事
- ・落合中学校新改築工事 周辺施設 駐輪場、渡り廊下、グランド整備、プール付属屋等
- ・久世中学校太陽光発電設備設計業務
- ・勝山中学校用地取得事業
- ・生徒用いす購入事業
- ・落合中学校周辺整備事業

3、真庭市立小・中学校適正配置実施計画による学校統合

- ①美甘中学校と勝山中中学校を統合し勝山中中学校とする（平成 28 年度）
- ②中津井小学校、皆部小学校、水田小学校、上水田小学校を統合し 1 小学校とする（平成 30 年度）
- ③湯原小学校と二川小学校を統合し 1 小学校とする（時期未定）
- ④檜邑小学校、余野小学校（時期未定）

4、真庭市小・中学校給食施設整備計画による学校給食共同調理場整備

①既設共同調理場

- ・勝山学校給食共同調理場
- ・美甘学校給食共同調理場
- ・北房学校給食センター
- ・久世中学校→檜邑小学校、余野小学校
- ・蒜山中中学校→川上小学校、中和小学校

②整備予定

- 遷喬小学校→草加部小学校（平成 28 年度開始）
- 久世中学校→米来小学校（平成 28 年度開始）

生涯学習課主要事業

◆ 生涯学習グループ

- ① おかやま子ども応援事業
 - ・放課後子ども教室（8教室）
 - ・学校支援地域本部事業（遷喬・落合・砦部小学校区）
 - ・《新規》家庭教育支援事業
- ② 社会教育指導員による家庭教育への取り組み
 - ・親育ち応援学習プログラム活用事業
 - ・子ども参観日
- ③ 《新規》本の香りがするまちづくり事業・図書館司書資格取得の補助金
 - ・まち、ひと、しごと創生総合戦略先行事業
- ④ 生涯学習推進事業
 - ・生涯学習講座、生涯学習講演会など
- ⑤ 人権教育推進事業
 - ・人権作品集（作文・ポスター）の刊行、PTA 人権研修会の開催、研修講演会、視察研修など

◆ 文化財グループ

- ① 《新規》旧遷喬尋常小学校活用事業
 - ・利活用の前提となる構造調査を実施
 - ・まち、ひと、しごと創生総合戦略先行事業
- ② 《新規》蒜山郷土博物館修繕事業
 - ・屋根、壁面の修繕
- ③ 古文書整理事業
 - ・津山藩、勝山藩関係古文書のデジタル撮影、複製作成
- ④ 《新規》（県）中山遺跡出土特殊壺・器台修復事業
 - ・朝日新聞文化財団の助成
- ⑤ （市）高田城整備事業
 - ・パンフレット作成、案内板改修、眺望支障木伐採
- ⑥ 《新規》真庭の戦争展
 - ・市民と戦争との関わりを、市内に残る資料により明らかとする。
 - ・人権講演会と開催時期を合わせて実施する。

真庭市いじめ問題対策基本方針

－ 輪をえがく その中にみんなという！ －



平成27年3月

真庭市・真庭市教育委員会

目 次

はじめに	2
I 基本的な考え方と対策	3
1 いじめの定義	3
2 いじめ問題についての基本的な認識と対策	3
(1) 未然防止	3
(2) 早期発見	5
(3) いじめへの対処	7
(4) 家庭・地域・関係機関との連携	8
(5) 保護者の責務	8
II いじめ問題への取組推進機関等	9
1 いじめ問題への対策のために市が設置する機関等	9
(1) 「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」(仮称)の設置	9
(2) 「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」(仮称)の設置	9
2 いじめ問題への対策のために学校が設置する機関等	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) 「いじめ対策委員会」(学校が名称決定)の設置	9
3 重大事態への対応	10
(1) 学校または市教育委員会による調査	10
(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	10
III その他の重要事項	11
1 基本方針の点検・評価・見直し	11

はじめに

学校は、楽しいところ・ワクワクするところ・ドキドキするところ、そして、発見があるところ。私たち教育関係者の願いでもあり、多くの保護者・地域の方の願いでもあると思います。

ところが、学校を、行きたくないところ・怖いところ・つらいところに変え、命さえ危険にってしまう行為に「いじめ」があります。

いじめは、決して許されない行為です。みんなが安心して過ごせる学校づくりを進めると同時に、いじめのサインは見逃さず、すぐに対応する取り組みを進めていきましょう。

「いじめのない学校づくりのために」より （平成 23 年 真庭市教育委員会学校教育課発行）

真庭市教育委員会は、「夢を育み未来を拓く ころ豊かな人づくり」～つながりあう教育の推進～ を教育振興基本計画で掲げ、子どもを中心に、子どもにつながるすべての関係者が一体となって未来を創造する人づくりを目指してきました。すべての子どもたちの笑顔があふれ、夢と希望をもって自ら学ぶ子どもたちの育成は、市民全体の切実な願いであり、私たち大人の責任です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもたちの生命や心身に重大な危険が生じるような事態が発生しており、大きな社会問題となっています。本来、仲間と共に活動し学び合う中で、将来への夢や希望を育んでいく子どもたちが、いじめや暴力等で心身に大きな傷を負うようなことは、絶対に防がなければなりません。

いじめの問題は、人の生き方に関わる問題です。本来、子どもたちは、社会、家庭、学校をはじめとした諸関係の中で自己への信頼と他者への信頼を育くみ、人を人として尊重する思想を身につけていきます。いじめ問題は、子どもにつながるすべての者が、自らがどう生きるべきか、子どもにどう接するべきかを提起している問題です。その意味で、一般に「問題行動」と総称されるいじめ問題は、子どもたちによる社会への「問題告発行動」とも言える問題です。

本市では、今までも「いじめのない学校づくり」をめざして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を行ってきました。今後、いじめ防止の取組をさらに推進し、子どもの生活そのものを豊かにしていくために、関係者が自らの役割を果たすこと、大人も子どももＳＯＳが出せる体制を整備すること等、社会全体で子どもを守り育てるという強い決意を込めて、ここに真庭市の基本方針を定めます。

I 基本的な考え方と対策

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）

2 いじめ問題についての基本的な認識と対策

（1）未然防止 ―すべての児童生徒を対象として！―

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」の認識のもと、すべての児童生徒を対象にいじめを生まない取組を進めます。

① 基本的な認識

□ 授業の充実 ―勉強がわかる・仲間がいる― □

真庭市では、「授業づくり」と「集団づくり」を学校教育の柱として、わかる授業、参加・活躍できる授業づくりと、お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自身がつくり出していく教育を推進しています。これが、いじめの未然防止の基本スタンスです。

学校での生活は、授業時間が多くを占めます。その時間が、参加が約束され、仲間と学ぶ意義や喜びを実感し、わかったという達成感を共有する場となることが大切です。

□ ルールの定着 ―人を大切にする思想として― □

「だまって早く集合する」「授業開始時には着席している」「失敗を笑わない・冷やかさない」等、こうしたルールづくりを重視します。ルールは、児童生徒が安心して生活する土台であり、自分たちでよりよい暮らしを築いていく約束です。児童生徒が自分たちでルールづくりをし守っていけるように、定着を図ります。集合を早くすることも、だまって話を聞くことも、一緒に過ごす仲間の時間や学びを尊重するという、人を大切にする思想の一つの形です。

教職員が管理して、すべて従わせるということではありません。約束は守らせますが、暮らしの中で生起する問題は、児童生徒に自分たちで乗り越える課題を与えながら、ルールの内在化を図ります。ルールづくりを自治の力に高めていきます。確かなルールが確立し、生活に不安がないこと、生まれた問題を自分たち

で乗り越えようとする事、これは、いじめを生まない集団づくりの大きな力です。

□ 信頼の醸成 ―子どもをつなぐ場がある― □



「いじめはいけない」「何がいじめなのか？」というテーマを明確にした指導は、人間関係のトラブルが発生しやすい時期を踏まえて行うことを大切にします。と同時に、児童生徒が目標を明確にもち、一緒に活動し、達成感を共有する場を意識的につくっていきます。学級・学年行事、学校行事

等々の機会をとらえて、一人一人の活躍の場を準備し、お互いが認め合ったり心のつながりを感じたりする機会を設けます。役立っている自分に気づいたり、仲間と過ごすことの楽しさに気づいたりすることは、自分と仲間への信頼につながります。

□ 家庭でのふれあい ―子どもの生活を豊かにする― □

子どもの豊かな成長を培う基本は、家庭にあります。家庭で親子のふれあいを大切にし、愛されている実感を培うことが大切です。大切にされている実感が心の安定を生み、人を大切にする思想の土台となります。

② 市が取り組む対策

すべての児童生徒が安心でき、自己有用感を持てる学校づくりのために、活躍と認め合いと達成感のある「授業づくり」と「集団づくり」を一元的に進めます。また、自他を等しく尊重し合える態度を養い、「いじめは決して許されない」との認識を確かにします。

ア 授業づくりと集団づくりの推進

○小・中連携による中学校区での授業規律等の教育文化をつくる授業改善

○実物投影機・プロジェクター等のＩＣＴ（情報通信技術）機器の活用による児童生徒の言語活動の充実

○アセスメントツール（心理検査）等を活用した学級集団づくり

イ 教員研修の充実

○真庭市学校教育センターでの授業を軸にした研修

○教育の情報化研修での情報モラル校内研修支援

○リーフレット「いじめのない学校づくりのために」の普及

ウ 家庭・地域連携

○あいさつ運動の推進と地域連携推進

○土曜授業の実施と児童生徒の生活習慣に係る連携推進

○地域住民の教育参画の推進

エ 真庭市いじめ問題対策基本方針にもとづく施策の点検・評価

③ 学校が取り組む対策

いじめはどの子にも起こりうるという事実を重視し、児童生徒が安心して過ごせるルールづくりを進めます。また、力を寄せ合う経験やその中で達成感を共有する場を設け、自己有用感を不断に育む集団づくり、授業づくりを通して、互いを尊重し合う学校風土をつくります。

さらに、児童生徒の状況が日頃から話題にでき、共有できる校内体制を確立し、教職員の人権感覚の向上や対応能力の育成を図ります。その際、教職員の何気ない言動が、いじめを助長することになる場合があることを深く理解し、指導の改善に取り組みます。

ア いじめに関する研修の実施

イ 児童生徒相互の学び合いを重視した授業づくり

ウ 成功体験や達成の共有を重視した集団づくり

エ 家庭や地域・関係機関との連携

オ いじめ防止推進体制の整備

カ 学校いじめ防止基本方針の周知

キ 学校いじめ防止基本方針に基づく点検・評価



(2) 早期発見 ―アンテナを高く広く!―

いじめ問題は、未然防止の取組を重視しながらも、いじめが疑われる状況が発生したら、早期に発見し早期に対応することが大切です。これは、児童生徒を大切にする学校の姿勢です。その際、日常の観察、面談、質問紙調査などを組み合わせさせて実施します。

① 基本的な認識

□ 観察の充実 □

児童生徒の様子の変化は、日常生活に現象します。わずかな変化を見逃さない教職員の観察眼を磨き、感性を高めることが大切です。「いじめのない学校づくりのために」(H23真庭市教育委員会発行)等を活用して、日常的な観察を大切にします。

□ 教育相談の活用 □

いじめ問題に特化しませんが、定期的な教育相談の機会を設け、児童生徒の声

に耳を傾けます。ちょっとした言葉の端々にＳＯＳのサインが隠れている場合があります。

□ アンケートの実施 □

いじめに関するアンケート調査は、「早期発見」のためではなく、「取組評価」のために実施します。学校が取り組んでいる未然防止の取組が成果をあげているかを把握します。この中で、いじめに関する回答が多く見られるようであれば、緊急の教育相談等の対応を考えていきます。

□ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及への対応 □

SNS等の普及は便利さとともに、児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、いじめの潜在化を招いたりする危険の増大につながっています。利用実態の把握や、情報モラル教育の推進に取り組みます。また、保護者への啓発と連携を強め、協力協働を広めます。

□ 校内体制整備 □

いじめが深刻化する場合は、発見が遅れた場合もありますが、教職員が気づいていた、あるいは、保護者や子どもを含めた周囲の者から相談を受けていたのに対応できていなかったというケースが多く見られます。早期対応を支えるために、情報と対策が共有される校内体制づくりを進めます。

□ SOSが出せる環境 □

いじめの問題は深刻化すると、子どもたちの身体や命に重大な危険を及ぼします。これを避けるためには、SOSが出せる環境づくりが大切になります。学校での調査や教育相談もその機会ですが、家庭での信頼関係が決定的に大切になります。困った時はそれを伝えることが大事であり、もっとも自分を大切に思っている人が身近にいて、困った時には相談できる体制を支えるのは家庭のあり方そのものであると言えます。

② 市が取り組む対策

「観察」「相談」「調査」を組み合わせ、早期に発見し対応するシステムづくりを進めます。また、教職員の人権感覚を高め、児童生徒の些細な変化を見逃さず、適切な関わりをもつことに努めます。

ア 授業づくりと集団づくりの推進

○学校訪問の実施による授業改善と児童生徒の観察体制の指導

○アセスメントツール（心理検査）を活用した要支援者の把握

イ 相談体制の整備

○各校における定期的な教育相談の実施

○各校における定期的なアンケートの実施

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の整備
- いじめ等の月例調査の実施と活用

③ 学校が取り組む対策

日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒のわずかな変化を見逃さないようにします。また、教職員一人一人が認知した変化を、学校全体で共有し、組織対応ができる校内体制を構築します。

アンケートや教育相談を適宜実施し、いじめ防止の取組の推進状況や児童生徒や保護者の悩みをしっかりと受け止める機会を充実させます。

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査等の実施
- ウ 教育相談の実施と活用
- エ 家庭との連携
- オ SNS等の利用実態把握と指導

(3) いじめへの対処 ―組織で対応！―

いじめが確認された場合、早急な対応と解決が求められます。これは、児童生徒の生命と人権を大切にするという学校の決意でもあります。

① 基本的な認識

□ 安全の確保 □

いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。そして、当該児童生徒に寄り添いながら、事実関係の聞き取りや場合によってはカウンセリング等を行います。

□ 組織対応 □

いじめたとされる児童生徒に対して、事実を確認した上で適切な指導をします。また、家庭や関係機関への連絡や相談が必要になります。日頃から、いじめが確認された場合の対応について共通理解を図り、組織体制を整えます。

② 市が取り組む対策

- ア 学校いじめ事案発生時の指導助言
- イ スクールソーシャルワーカーの派遣
- ウ 関係機関との接続
- エ 安心して学校生活を送れるようにするための措置

③ 学校が取り組む対策

いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせ、行為を受けた児童生徒の安全を確保します。また、いじめに関する通報等があった場合は傾聴し、直ちに学校内で情報を共有します。その際、把握した事実に基づいて速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応をします。さらに、状況に応じて、関係機関と連携した対応を進めます。

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ 教職員の組織的対応と関係機関との連携
- ウ いじめられた児童生徒及び保護者への支援
- エ いじめた児童生徒への指導及び保護者への助言
- オ その他の児童生徒への指導
- カ いじめ解消後の継続的な指導



（４）家庭・地域・関係機関との連携 一つながる！

「子どもたちのよりよい成長を」という一点での、学校と家庭・地域の協力共働を広げることが大切です。子どもたちのがんばる姿を多くの目で見守り励ますことは、児童生徒に自己有用感・自己肯定感を育む上からも有効です。

また、児童生徒の健全育成に関わる各種機関と情報の共有を図り、連携を強めます。いじめが確認された場合、早急な対応と解決が求められます。これは、児童生徒の生命と人権を大切にするという学校の決意でもあります。

（５）保護者の責務 ー第1の理解者にー

いじめ防止のために、子どもの教育に基本的役割を担う保護者の責務は重大です。幼少期からの親子関係づくりや自己肯定感の醸成に努め、思いやりの心や善悪を判断する力を育むための指導に努めることや、学校と連携して、いじめ防止の取組を推進することも大切です。また、悩みを相談できる良好な親子関係づくりに努めるとともに、インターネットや携帯電話等の利用については、実態の把握とルールづくりを確かに行う必要があります。

Ⅱ いじめ問題への取組推進機関等

1 いじめ問題への対策のために市が設置する機関

(1)「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」の設置

真庭市教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携し、いじめ防止に向けた取組を推進するため、「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」（仮称）を設置します。

(2)「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」の設置

真庭市教育委員会は、いじめ問題等の重大事態に対応するため、「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」（仮称）を設置し、必要に応じて招集します。このチームは、第三者の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

【真庭市いじめ等学校問題対策チームの役割】

- ① 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして、問題の解決を図ります。
- ② 真庭市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態についての調査を、設置者として行う場合に、この調査を行います。

2 いじめ問題への対策のために学校が設置する機関等

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立小中学校は、当該小中学校の実情に応じて、自校におけるいじめ防止等について、基本的な方向や内容を、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めます。また、定めた学校基本方針は、積極的に公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。

(2)「いじめ対策委員会」（学校が名称決定）の設置

学校でのいじめ防止・いじめの早期発見・いじめへの対処等の対策を、効果的に行うために、複数の教職員等によって構成される組織を常設します。また、必要に応じて心理や福祉などの外部専門家の参加を得て対応し、いじめ問題の解決を図ります。

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条 1 項において、以下のような場合が、いじめの重大事態であると示されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態と把握したとき、迅速かつ適切に対応します。

(1) 学校または市教育委員会による調査

- ア 学校は、重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は速やかに市長に報告します。
- イ 学校又は教育委員会は、事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にする調査を実施します。
- ウ 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。
- エ 教育委員会は、調査結果を市長に報告します。

(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ア 重大事態の報告を受けた市長は、事態への対処又は同種の事態の防止のために必要と認めるときは、調査の結果について、附属機関を設けて調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。
- イ 再調査を行う組織は、いじめ事案の関係者と直接の関係のない者で、専門的な知識や経験をもつ者で構成し、公平性・中立性を図ります。
- ウ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、重大事態への対処のために必要な措置を行います。
- エ 再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告します。

Ⅲ その他の重要事項

1 基本方針の点検・評価・見直し

この基本方針は、策定から３年の経過をめぐり、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、内容の見直しを検討します。

加えて市は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、自ら公表するよう働きかけます。

真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例

目次

第1章 真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会(第1条―第8条)

第2章 真庭市いじめ等学校問題対策チーム(第9条―第17条)

附則

第1章 真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会(以下この章において「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他)

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第2章 真庭市いじめ等学校問題対策チーム

(設置)

第9条 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、真庭市いじめ等学校問題対策チーム(以下この章において「対策チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 対策チームは、法第1条のいじめ防止等に関する重要事項について調査審議するとともに、同法第28条第1項の重大事態が発生した場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(組織)

第11条 対策チームは、委員5人以内で組織する。

(委員)

第12条 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第13条 対策チームに、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第14条 第4条の規定は、対策チームの会長について準用する。

(会議)

第15条 対策チームの会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 対策チームは、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策チームの議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第16条 対策チームの庶務は、教育委員会事務局において行う。

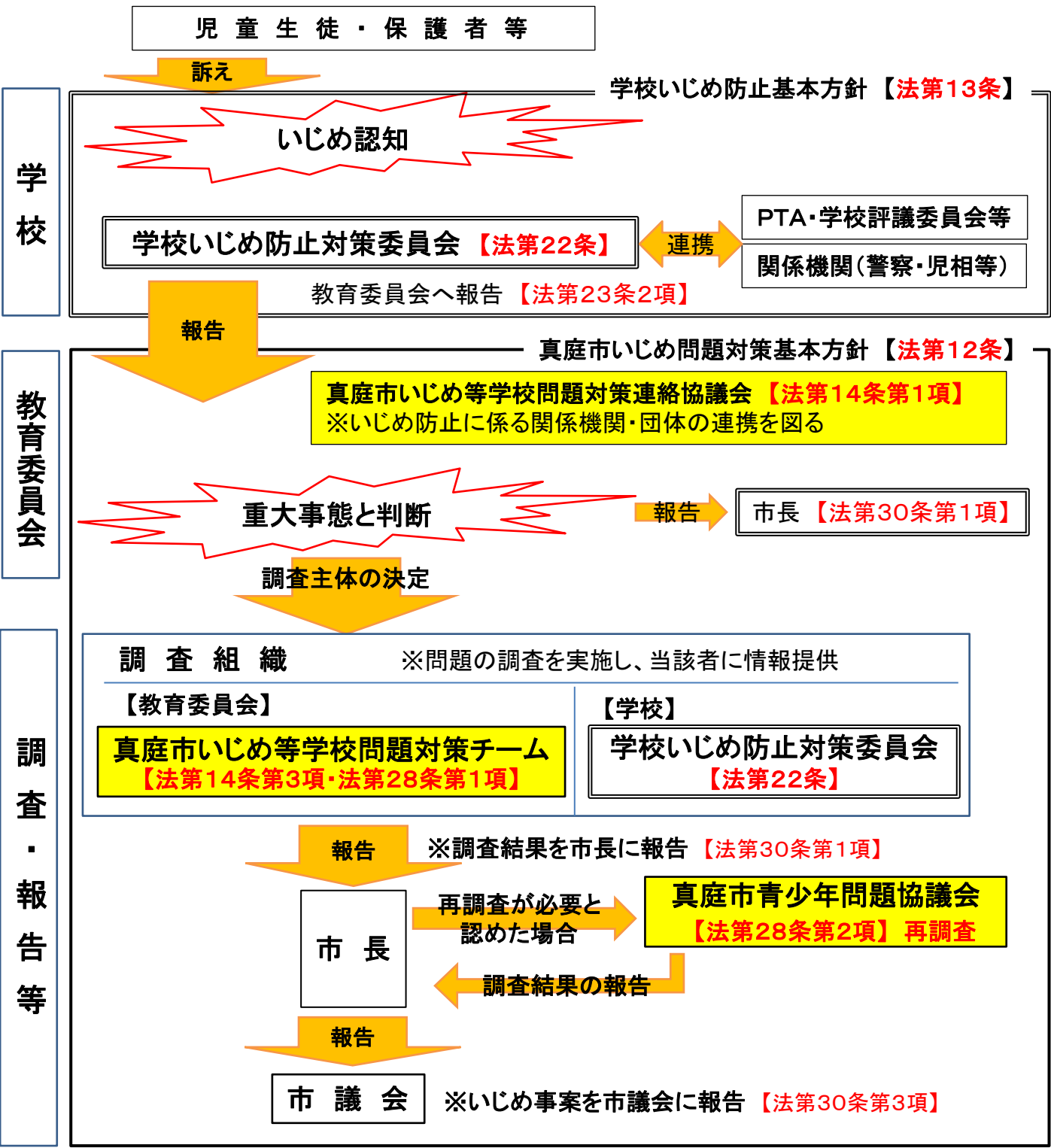
(その他)

第17条 この章に定めるもののほか、対策チームの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いじめ防止対策推進法に係る協議会等設置イメージ



【注】

- ① (二重枠線) は「いじめ防止対策推進法」に定める必置の組織
- ② (黄色背景) は本条例で設置する組織(非必置)

いじめ防止対策推進法に係る各組織の構成と役割 (真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例)

組織	学校いじめ防止対策委員会 ※学校が設置	真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会 ※本条例で設置	真庭市いじめ等学校問題対策チーム ※本条例で設置	真庭市青少年問題協議会 ※既設組織
構成	学識経験者 スクールカウンセラー 学校評議委員 民生委員	学識経験者 医師 警察 法務局 児童相談所 PTA代表 学校代表 福祉部局 人権部局 等 【15名以内】	学識経験者 医師 弁護士 等 【5名以内】	学識経験者 市議会議員 教育委員 行政機関の職員 関係団体の代表 【20名以内】 ※必要に応じて部会設置
役割	・学校に係るいじめ防止等のための取組に関する関係機関及び関係団体相互の連絡調整を行う。 ・重要事項の調査審議及び重大事態が発生した場合の調査を行う。 ※常設 ※必置	・いじめ防止等のための取組に関する関係機関及び関係団体相互の連絡調整を行う。 ※常設 ※非必置	・教育委員会の付属機関 ・重要事項の調査審議及び重大事態が発生した場合の調査を行う。 ※非常設 ※非必置	・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する重要事項を調査審議する。 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の実施のため、関係機関の連絡調整を図る。 ※常設 ※部会は非常設 ※非必置

重大事態



■以下のどちらかの機関で調査■

- ①学校いじめ防止対策委員会
- ②真庭市いじめ等学校問題対策チーム



市長



■再調査■

真庭市青少年問題協議会

※市長が必要と認める場合

真庭市青少年関係組織図

真庭市青少年問題協議会

市長の諮問的機関

委員20人以内

・毎年度、青少年健全育成推進方針について、協議・決定する。

・いじめ防止対策推進法第30条第2項による付属機関としての調査

専門委員

※必要に応じて設置

岡山県青少年育成県民会議真庭支部

(事務局：くらし安全課) ※新庄村と合同

推進指導員2名、推進員8名

明るい家庭作り作文集、私の主張発表会等を共催で実施

真庭市青少年育成センター

運営協議会

育成センターの運営について協議

委員20人以内

真庭市青少年育成センター

(所長：くらし安全課長)

青少年の健全育成活動及び問題行動の予防、抑止活動の推進

<関係団体>

※各会との情報交換等

岡山県少年補導(育成)連絡会

岡山県青少年育成県民会議

美作地域青少年健全育成連絡会議

県北地区青少年育成センター連絡協議会

・振興局に分室を置き、問題協議会の方針に沿って活動

・各分室に青少年専任相談員を1名ずつ配置

北
房
分
室
⑤

落
合
分
室
⑤

久
世
分
室
⑥

勝
山
分
室
⑤

美
甘
分
室
③

湯
原
分
室
④

蒜
山
分
室
⑤

分室長－各振興局地域振興課長

○ 数字は相談員数

分室の活動は、各地域青少年協議会により実施。

・専任相談員による相談活動等

・専任相談員を中心とし、警察、協助員、地域青少協委員、学校と連携して、あいさつ運動、補導活動などの見守り活動を実施

(分室ごとに設置)

地 域 青 少 年 協 議 会

青少年相談員 33人

青少年専任相談員 分室ごとに相談員の内から1人

平成 27 年度 真庭市青少年健全育成推進方針

明日を担う青少年が、個性を発揮し主体的、創造的に生きていく資質や能力を身につけ、郷土の自然や文化、歴史を尊重する社会人として成長することは、市民すべての願いである。

しかし、今日の青少年を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化社会、国際化社会、地域社会の変容などによる社会全般の規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化を招くこととなった。問題行動の低年齢化やひきこもり、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う生活環境の変化、個人情報流出、またいじめや中傷、児童虐待、校内暴力などの児童・生徒に対する多くの難題が突きつけられている。

こうした青少年をめぐる環境の悪化、青少年が抱える問題の深刻化に対し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じており、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や困難を抱える青少年への支援を行うための地域ネットワークづくりを推進していく必要がある。また、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など基礎的な資質や能力の育成といった家庭教育力の低下が、都市化や核家族化によって進行しているため、その社会的支援も求められている。

真庭市においても、『真庭市の青少年健全育成のあり方について』に掲げる、「『子どもたちは地域からはぐくむ』という視点による連携の強化」の基本方針に沿って、家庭、地域、学校、行政及び関係団体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に連携・協力し、すべての市民が現状を認識し、自らのこととしてとらえ、大人は子どもの手本となるようモラルの向上に率先垂範して取り組み、青少年の健全育成を推進していく必要がある。

平成 27 年度は、こうした青少年を巡る状況を把握し、さらなる健全育成を図るため、以下の活動に重点的に取り組む。

- (1) 青少年育成・支援のためのネットワーク構築に向けた関係機関・団体の連携
- (2) 青少年、保護者等への情報モラル(インターネット・スマホ等)の指導・啓発
- (3) 青少年の安心・安全な環境づくり
- (4) 子どもたちの健全な心身の成長に向けた支援活動
- (5) 青少年育成センター活動の充実
- (6) 教育委員会部局との連携による家庭教育力の向上と子育て世代の支援

真庭市青少年問題協議会条例

平成17年3月31日

条例第134号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、市長の附属機関として真庭市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に規定する附属機関としての機能を果たすものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第2条の規定に基づき、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

3 協議会は、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 市教育委員

(3) 市その他関係行政機関の職員

(4) 関係団体の代表

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市その他関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(部会)

第7条 協議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○文化振興※真庭市文化振興計画（平成 24 年 3 月策定）一部抜粋

文化活動を振興するために、芸術家や専門家、文化団体、市民グループ、また個人的活動など、主体的に文化活動に取り組む市民を社会全体で支えることが必要です。文化の継続的な発展のため時代を担う人材の育成も欠かせません。特に子どもたちが体験を通じて文化に理解や関心を深め、郷土に愛着を持つことで、生涯にわたり文化に深い関心を持つことを目指す。

①文化活動を担う人材の育成

個性豊かな地域文化の継承・発展、新しい文化の創造など文化振興を図るためには、文化活動を担い、支援する人材の育成が欠かせません。

- ① 地域の文化の創造を担う人材の発掘・育成
- ② 将来の期待される芸術家等の支援
- ③ 文化サポーターの育成、文化ボランティア活動の活発化

②子どもが文化に親しむ機会の充実

未来の真庭市の文化を創り、育み、支えるのは子どもたちです。学校教育や地域活動の中で、地域の多様な文化や伝統行事、優れた芸術文化に触れる機会を提供することにより、子どもの頃から文化に興味・関心を持ち、豊かな人間性を育む取組みを進めます。また、親子で一緒に参加できる事業の開催など、子育て世代を対象とした取組みもあわせておこないます。

- ① 学校での地域の伝統・文化を学び育む教育の実施
- ② 子どもによる文化活動、文化に触れる機会の充実
- ③ 親子で参加できる文化事業の提供

○スポーツ振興※真庭市後期スポーツ振興基本計画（平成 26 年 3 月）一部抜粋

スポーツは人類共通の文化であり、明るく豊かな生活の基盤になるかけがえのない生活文化です。心身の健康の維持・増進や生活の張り、生きがいの醸成にとって重要なものであり、地域の人と人のつながりを育み、地域を活性化するテーマのひとつです。真庭市民のスポーツとの関わりが豊かになり、真庭市民にとってスポーツがかけがえのない文化になっていくためにスポーツ振興が求められます。技能や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツだけではなく、年齢や性別、障がい等を問わず、体力や健康の保持・増進、介護予防などを目的とした軽い運動、ストレスの解消や気晴らし、家族・仲間や地域の多様な人々との交流を目的としたレクリエーションなど、地域生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含みます。また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支えるサポーターや指導者の育成など、「観る」「支える」というスポーツとの関わりをも含むものです。

○生涯スポーツの振興

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現することは、スポーツ振興の根幹です。生活スタイルや価値観に関わらず、すべての人が運動・スポーツに関わることができる生涯スポーツ社会の実現は、運動・スポーツとの関わりが身体的・精神的な健康につながり、地域コミュニティの醸成につながるように考えられる必要があります。

○スポーツ競技力の向上

競技者と指導者にとってだけでなく、その競技成績を知る真庭市民に市民としての誇りを育む上で重要です。各地区で地域生活をともにする近隣の他者が、競技者として岡山県や全国、あるいは世界の舞台で活躍した話題を耳にし、その競技者が地域で日々練習に励む姿を目にすることで、わが事として応援することができ、同じ市民であることが市民としての誇りにつながる。

真庭市文化振興計画体系図

▼基本理念

▼基本施策

▼施策

市民みんなで伝え・創り・広げる 文化都市・真庭

1. 水 ～ 文化の苗に水を ～

(1)文化に親しめる環境づくり

(2)文化活動を実践する機会の充実

(3)伝統文化の保存と継承

(4)文化振興のための施設整備

(5)文化振興のための連携と協働

2. 太陽 ～ 文化の木に陽射しを ～

(1)文化活動への支援

(2)文化活動を担う人材の育成

(3)子どもが文化に親しむ機会の充実

3. 森 ～ 文化の都市創造を ～

(1)文化交流の活性化

(2)地域の文化資源の再発見と活用

(3)文化情報の収集と発信

明るく幸福に生活できる真庭市
豊かな地域になるためのスポーツ文化の創造

市民がスポーツ文化を創り出す真庭市
× 行政に任せきりのスポーツ振興

真庭市のスポーツライフの課題

するスポーツが低調
(運動・スポーツ活動)

みるスポーツが低調
(スポーツ観戦)

支えるスポーツが低調
(ボランティア・指導)

運動・スポーツ活動が
個人化

運動・スポーツ活動が
自宅周辺と市内施設に集中

運動・スポーツ活動の
情報が求められている

基本方針・基本施策

スポーツ振興システムの再構築

- スポーツに関わっていない人の参加促進
- スポーツ推進委員対象講習会開催
- 関連団体のネットワーク化
- 地区別振興目標の策定

生涯スポーツの振興

- やりたい運動・スポーツができる環境づくり
- スポーツ仲間づくり 支援
- 健康と運動・スポーツの連携
- スポーツ推進委員の活用

スポーツ競技力の向上

- 競技力の向上
- 一貫指導システムの構築着手
- 真庭市を拠点にするトップ競技者の支援
- プロクラブ・プロ選手から刺激を受ける

支える人・教える人の養成

- スポーツボランティアの養成
- スポーツ指導者の養成
- 市スポーツ振興に参画できる人材の育成

スポーツ情報の提供

- スポーツ情報の発信
- インターネットを用いた情報発信

スポーツ施設の整備

- 既存スポーツ施設のさらなる有効活用
- 学校体育施設のさらなる有効活用
- 園のグラウンドの芝生化着手

真庭市スポーツ振興基本計画（平成23年4月）の見直し

スポーツ基本法（平成23年8月）

スポーツ基本計画（平成24年3月）

岡山県スポーツ推進条例（平成24年7月）

スポーツは人類共通の文化

かけがえのない生活文化

地域活性化のテーマのひとつ

「子ども・子育て支援新制度」が平成 27年4月にスタート

支援制度の6つのポイント

1. 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）を創設します。

2. 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。

3. 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」)を充実します。

4. 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

5. 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

●消費税率の引き上げにより、国及び地方の恒久財源の確保を前提

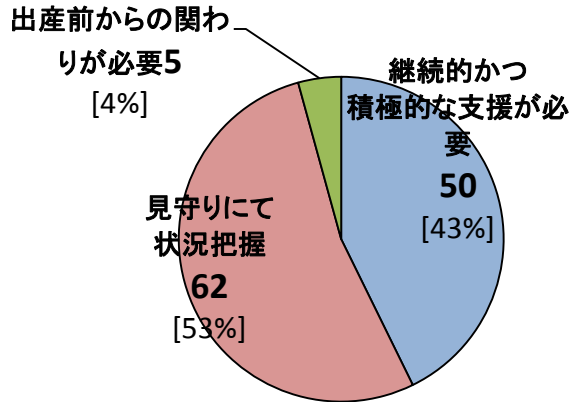
6. 平成27年4月からスタートします。

平成26年度 真庭市における児童家庭相談の状況

⇒子どもに関する全般的な相談

児童家庭相談 総件数 117件

※数値は平成27年4月1日現在



(件)

【相談内容】

○家族から

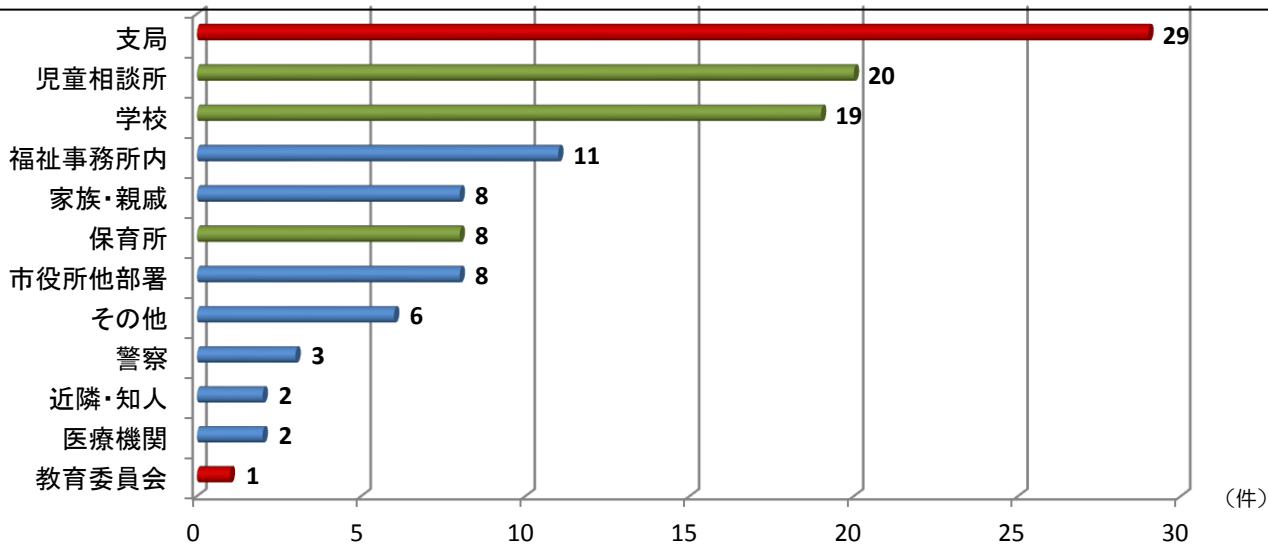
- ・夫が子どもに対して手が出る。自分も殴られることがある。離婚も考えているので、どうすればよいか教えて欲しい。
- ・（別居の）孫がご飯を十分に食べさせてもらっていないようだ。気にかけて欲しい。

○関係機関から

- ・発達面で特性を持った生徒の高校卒業後の進路が心配。福祉面からの関わりをお願いしたい。
- ・DVで真庭市に避難している母子がいるので、支援をお願いしたい。
- ・登園時の健康観察で子どもの顔にアザがあった。どう対応したらよいだろうか。
- ・現在不登校になっている。幼少時の支援などの経過があれば教えて欲しい。

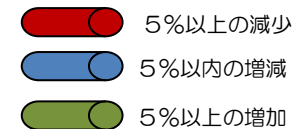
児童家庭相談 相談経路

- ・支局からの相談割合がH26年度と比較して大きく減少している（H26：46.1% ⇒ H27：24.8%）。
- ・児童相談所、学校、保育所からの相談割合は大きく伸びている。



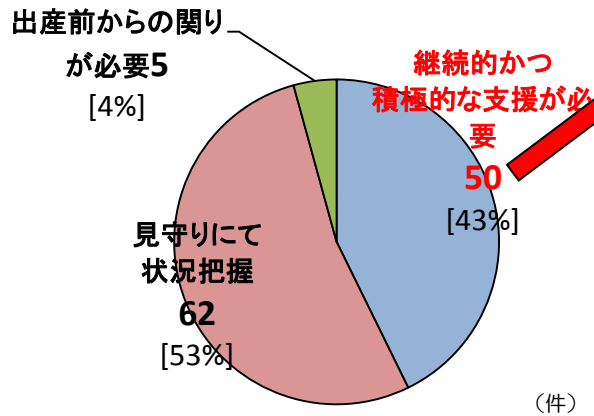
(件)

H26年度との比較において

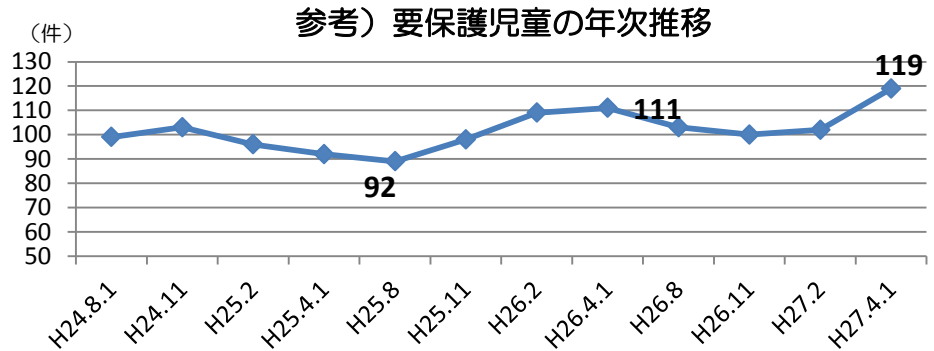


H26年度 要保護児童ケース 新規件数

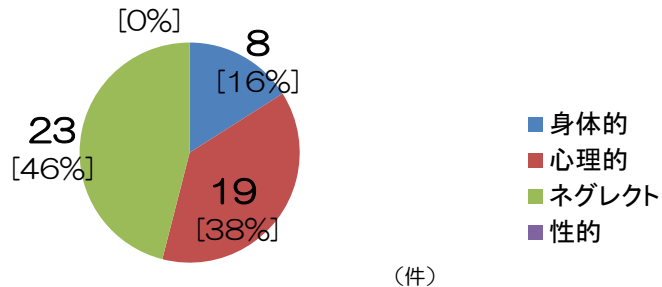
⇒児童虐待ケースなど、継続的な支援が必要なケース



50件を要保護児童ケースとして対応

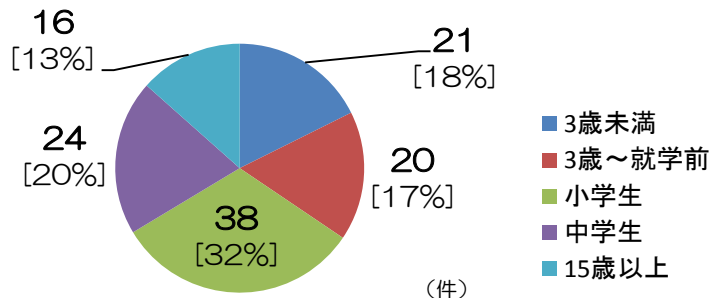


H26年度新規件数内訳（虐待種別）



- H26年度新たに要保護児童として対応した件数は50件。
- 50件を虐待種別で分類すると、最も多いのはネグレクトで23件（46%）次いで心理的虐待19件（38%）、身体的虐待8件（16%）となっている。
- 近年性的虐待の対応はなく、H26年度においても0件であった。

要保護児童ケース 年齢カテゴリー別件数



- H27.4.1現在、対応している要保護児童ケースは119件。
- 年齢カテゴリー別に分類すると、小学生が最も多い。小学生は6年間であることから人数が多くなることはやむを得ない。
- 中学生と15歳以上が約3分の1を占めている。ネグレクトケースに顕著化される、支援が長期化しているが虐待の状況を改善できないケースが多いことを示していると考えられる。